

損害賠償請求本訴、同反訴事件について

事 案 の 概 要

- ◇ 本件の本訴は、警備業を目的とする株式会社である令和6年（才）第720号被上告人・同第721号上告人（以下「**本訴原告**」という。）が、労働組合である令和6年（才）第720号上告人・同第721号被上告人（以下「**本诉被告**」という。）に対し、**本诉被告**による街宣活動によって名誉・信用等を毀損されたなどと主張して、不法行為に基づき、損害賠償を求める事案である。
- ◇ 本件の反訴は、**本诉被告**が、**本訴原告**に対し、**本訴原告**が**本诉被告**の組合員等を中傷する文書を作成・送付したことなどが、労働組合法上の不当労働行為に当たるとともに、**本诉被告**の名誉を毀損するものであるなどと主張して、不法行為に基づき、損害賠償を求める事案である。
- ◇ 原判決（東京高裁）は、双方の請求の一部を認容してその余を棄却すべき旨の判決をしたところ、双方が、それぞれの敗訴部分について上告をした。
- ◇ 本件における**本诉被告**に係る本訴・反訴の提起及びその後の訴訟追行は、登記上の代表者をその代表者として行われたものであったが、原判決後、**本诉被告**の組合員が**本诉被告**に対して提起した別件訴訟において、上記代表者を代表者に選任する旨の平成27年から令和5年までの間の総会決議がいずれも存在しないことを確認する旨の判決がされ、これが確定した。
- ◇ **本诉被告**は、当審において、令和6年及び令和7年の各総会において、上記代表者を改めて代表者に選任し、同人が本件におけるこれまでの訴訟行為を追認した旨を主張している。

争 点

- ◇ 当審における主な争点は、本件の訴訟手続に民訴法312条2項4号の事由があるかなどである。

【民事訴訟法312条2項4号】

2 上告は、次に掲げる事由があることを理由とするときも、することができる。ただし、第4号に掲げる事由については、第34条第2項（第59条において準用する場合を含む。）の規定による追認があったときは、この限りでない。

四 法定代理権、訴訟代理権又は代理人が訴訟行為をするのに必要な授權を欠いたこと。